

平成26年3月

インターネットバンキングをご利用のお客さまへ

株式会社トマト銀行

法人インターネットバンキング補償制度新設のお知らせ

このたび、トマト銀行では、下記のとおり、法人インターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しによる被害について補償する制度を新設しましたのでお知らせします。

記

■法人インターネットバンキング補償制度

1. 補償制度開始日

平成26年3月11日(火)

2. 補償制度の概要

近年のインターネットバンキングの不正アクセスの手法は、コンピュータウイルスを利用した不正ポップアップやパソコン遠隔操作に見られるように、極めて巧妙化した犯罪が多発しております。

本補償制度は、法人インターネットバンキングをご利用中のお客さまが第三者による不正アクセスを受け、預金等の不正な払戻しが発生した場合に、当社がお客さまの被害を補償させていただく制度です。

3. 補償金額

1事故あたり、500万円を上限として被害額を補償いたします。

なお、お客さまが電子証明書方式やウイルス対策ソフトを利用されていない場合など、補償の対象とならないケースがございますのでご注意ください。

4. 補償に関する手数料

お客さまのご負担はありません。

詳しい説明は、次の「補償制度のしくみ」をご覧ください。

補償制度のしくみ

法人インターネットバンキングにおいて、預金等の不正な払戻しに遭われた場合、一事故あたり500万円を限度に補償を実施するものです。

なお、ここでいう一事故とは、期間に関係なく同一の犯行等による被害と当社が判定した事故をいいます。

ただし、以下の場合には補償対象となりません。

なお、以下の状況を判定することについては、お客さまの申告、または当社の調査（調査会社による調査を含みます）により、当社が検討・判定した結果に基づきます。

□補償対象とならない場合

- お客さまから被害調査のご協力が得られない場合
- 警察に対して、被害事実等の事情説明をおこなっていただけない場合
- 不正な払戻しの発生した翌日から30日以内に当社へ事故の届出をしていただけなかった場合
- お客さま、またはお客さまの従業員等（お客さまから金銭的利益・その他の利益を得ている方）の故意または重大な過失による損害であった場合
- お客さまの従業員等（お客さまから金銭的利益・その他の利益を得ている方）が加担した不正による損害であった場合
- ウイルス対策ソフトをご利用されていない場合
- 電子証明書方式をご利用されていない場合
- いわゆるフリーメールのアドレスを登録先電子メールアドレスとされていた場合
- 直接間接を問わず、指示または脅迫に起因して生じた損害の場合
- 天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた損害であった場合

操作方法など、ご不明な点のお問い合わせはこちらまで

トマト銀行お客さまサポートセンター

フリーダイヤル： ☎ 0120-992-996

（受付時間／平日 9:00～20:00）

（フリーダイヤルをご利用いただけない場合は下記にお問合せください。）

通話料有料： ☎ 086-221-1257

（受付時間／平日 9:00～20:00）